

日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 本規約は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」という。)が保有する金融資産を有効活用し、日本学連の最も重要な資産たる地図財産を継続的に更新し、使用可能な状態に保つことを目的とする。
- 2 同時に、地図を作成する者の環境を整備することで、本規約が日本の学生オリエンテーリング界、ひいては日本オリエンテーリング界全体の永き発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 本規約における「地図」とは、オリエンテーリングの競技用の地図のOCADデータ及びその印刷物を指す。
- 2 本規約における「地図作成者」とは、日本学連が著作権を有するもしくは有することになる地図の作成及び更新を相応の対価をもって事業として行う者を指す。
- 3 本規約における「地図事業」とは、日本学連への事業の提案から、日本学連による事業完成確認までの一連の手続きを指す。
- 4 本規約における「指定管理業者」とは、日本学連と別途委託管理契約を締結した者を指す。

第2章 窓口

第3条 (連絡先)

- 1 日本学連における地図事業に係る窓口として、日本学連会計担当者(以下「会計担当」という。)を正責任者とする。
- 2 正責任者に加えて、日本学連地図会計担当理事(以下「担当理事」という。)を副責任者とする。
- 3 地図作成者が地図事業に係る連絡を日本学連に対して行う場合、必ず上記2者双方に対して連絡するものとする。

第4条 (連絡方法)

- 1 日本学連への連絡方法はやむを得ない場合を除いて原則インターネットメールによるものとする。メールアドレスについては、日本学連のホームページに記載する。
- 2 やむを得ない場合は電話等による連絡も可とする。

第3章 事業の展開

第5条 (事業の提案)

- 1 本規約における地図事業は、日本学連構成員の他、地図作成者からも提案できるものとする。後者の場合は、第6条に規定する書類を日本学連に提出するものとする。
- 2 日本学連構成員において作成及び更新を希望する地図がある場合は、個別に日本学連へ連絡を行う。連絡方法は第4条による。なお、日本学連加盟校及び加盟員は地図作成者を日本学連に推薦できる。その場合、推薦された地図作成者は、第6条に規定される書類を日本学連に提出するものとする。
- 3 日本学連構成員からの事業提案であって地図作成者の推薦がない場合、日本学連は地図作成者の公募を行う。その際は日本学連のホームページ上にて詳細を告知する。複数の応募者があった場合、幹事会及び理事会において計画の実現性等を総合的に勘案し、地図作成者を選定する。

第6条 (提案・見積)

- 1 地図作成者は、「地図事業計画書(様式1)」(以下「事業計画書」という。)及び「地図事業見積書(様式2)」(以下「見積書」という。)を日本学連に提出する。
- 2 地図作成者は、事業費を算定する際、適正な価格となるようにしなければならない。
- 3 日本学連に対して事業の提案があった場合、幹事会及び理事会は当該事業の必要性について検討し、可否を判断する。
- 4 事業費見積総額が200万円(税込)を超える場合は、当該事業について幹事会、理事会及び総会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。また、日本学連総会にも出席し、事業計画書及び見積書について説明を行うことが望ましい。
- 5 事業費見積総額が200万円(税込)以下の場合、当該事業について幹事会及び理事会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。

6 事業の喫緊性が認められ、かつ事業費が 20 万円以下の場合、日本学連幹事長、副幹事長、会計担当及び担当理事のみで事業の可否を判断できる。

第7条 (契約)

- 1 日本学連は、提出された事業計画書及び見積書について可と判断した場合、地図作成者と地図事業についての契約を行う。
- 2 発注形式は、「地図事業発注・請負契約書(様式3)」(以下「契約書」という。)によるものとする。契約書には地図作成者、日本学連双方の署名、捺印を必要とする。
- 3 契約書の締結は、やむを得ない場合を除き、原則面前自著によるものとする。この場合、締結場所は原則として日本学連事務局、もしくは幹事会または総会の会場とする。
- 4 契約書正副2通に日本学連、地図作成者の双方が署名・捺印することで契約が成立したものとする。
- 5 地図作成者が日本学連事務局から遠方に居住している等のやむを得ない事情がある場合、契約書の締結は郵送によることができる。この場合、日本学連が様式を地図作成者あて発送し、地図作成者は契約書へ署名、捺印のうえ日本学連あて返送する。日本学連はそれに対し署名・捺印を行い、副契約書については地図作成者に返送する。

第8条 (事業計画の変更)

- 1 地図作成者は、事業計画に大きな変更が生じた場合、「地図事業計画変更届(様式4)」(以下「計画変更届」という。)を早急に日本学連まで提出しなければならない。
- 2 地図作成者は、計画変更届について日本学連幹事会及び理事会からの承認を得た上で事業を継続しなければならない。ただし、変更により事業費総額が200万円(税込)を超える場合は、日本学連総会の承認を必要とする。

第9条 (納品・検収)

- 1 地図作成者は、地図の作成が完了した場合、「地図事業完了報告書兼支払請求書(様式5)」(以下「完了報告書兼請求書」という。)を日本学連に提出すると同時に、地図を日本学連に納品する。競技会の公平性の観点から、地図の納品は担当理事に対してのみとする。
- 2 地図の納品形態は、OCAD データによるものとする。OCAD データのバージョンについては、契約書で指定す

る。

- 3 地図に関する一切の権利は、納品の時点で日本学連に属することとし、著作権表示もこれに合わせて行っておくものとする。
- 4 日本学連理事会は、納品された地図について不備がないことを確認する。確認は指定管理業者に委託する。不備がないことが確認された場合、それをもって検収が完了したものとする。
- 5 地図事業者と指定管理業者が同一だった場合は、第9条1の手続きをもって検収が完了したものとする。

第10条 (事業費の支払い)

- 1 地図作成者は、納品した地図について検収を受けた後に日本学連より事業費の支払いを受ける。
- 2 会計担当は、検収完了後、提出された完了報告書兼請求書に基づき速やかに地図作成者に対して事業費の支払いを行わなければならない。
- 3 事業費の支払いは原則銀行振込によるものとする。その際の各種手数料は日本学連の負担とする。

第11条 (事業完成確認)

- 1 作成された地図を最初に利用する競技会の開催者は、競技会開催後2週間以内に「地図利用報告書(様式6)」(以下「利用報告書」という。)を日本学連に提出しなければならない。なお、報告は競技会のイベントアドバイザーもしくは競技責任者が行うものとする。
- 2 利用報告書において地図事業の瑕疵が指摘された場合、地図作成者は初回に限り該当部分に対する修正を無償で速やかに行う義務を負う。修正完了時には、日本学連に対して「地図修正報告書(様式7)」(以下「修正報告書」という。)を提出しなければならない。
- 3 会計担当は、完了報告書、利用報告書、修正報告書(必要な場合)を受領後、速やかに「地図事業進捗・完成確認票(様式8)」(以下「確認票」という。)を作成のうえ、日本学連幹事会及び理事会に提出する。
- 4 確認票は事業費支払いの証拠書類とともに、日本学連事務局で厳重に保管するものとする。

第4章 地図財産の運用

第12条 (委託管理)

- 1 日本学連は、日本学連が著作権を有する地図の検査、

調製及びその販売業務の一部または全部（以下「委託管理業務」という。）を指定管理業者に委託することができる。ただし、販売価格は日本学連が決定する。

- 2 幹事会及び担当理事は指定管理業者の選定を行い、理事会からの承認を受ける。
- 3 日本学連と指定管理業者は、委託管理業務の具体的内容について、別途委託管理契約を締結する。
- 4 指定管理業者は、委託管理契約に従い善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。
- 5 指定管理業者は、委託管理業務を遂行するにあたって何らかの不都合が生じた場合の全てにおいて、いかなるささいなことであっても日本学連まで速やかに報告し、必要に応じて判断を仰がなければならない。

第13条（地図の管理・利用）

- 1 日本学連は、指定管理業者に対し、日本学連が著作権を有する地図が第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 2 担当理事は、日本学連が著作権を有する地図の全OCADデータの原本を厳重に保管する。
- 3 担当理事は、地図事業により納品された最新の地図のOCADデータを随時指定管理業者に無償で貸与する。
- 4 指定管理業者は、担当理事より貸与されたOCADデータを厳重に保管し、日本学連以外の第三者に漏らしてはならない。
- 5 指定管理業者は、貸与されたOCADデータから、印刷物としての地図を調製できる。
- 6 指定管理業者は、委託管理業務の遂行上必要不可欠な場合に限り、貸与されたOCADデータを改変できるものとし、その内容と実施の可否については事前に日本学連幹事会及び理事会の承認を得なければならない。なお、承認を得て改変したOCADデータは、直ちに担当理事に提出しなければならない。
- 7 指定管理業者は、委託管理契約満了時には、貸与された全OCADデータを直ちに消去しなければならない。
- 8 本規約及び委託管理契約に定めのない地図の利用態様については、日本学連及び指定管理業者で別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

第14条（販売価格、方法）

- 1 地図の販売価格は、地図作成者より提出された事業計画書に基づき、担当理事が決定し、幹事会及び理事会の

承認を受ける。

- 2 地図の販売価格、窓口及び手続きは日本学連のホームページにて公開する。
- 3 指定管理業者は、地図の販売明細について幹事会の都度、日本学連に報告しなければならない。
- 4 指定管理業者は、上記幹事会での報告後1か月以内に、地図の販売金額から別途契約で定められた手数料を差し引いた額を日本学連に納め、その旨を会計担当まで報告しなければならない。

第5章 改正、施行

第15章

本規約の改正は、幹事会、理事会及び総会の承認による。

第16章（施行）

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年3月10日制定